

令和 2 年 4 月 9 日(木)

第 1 2 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 市内感染者の発生について
- 4 市主催等のイベント等の取扱いについて
- 5 一般電話相談窓口の設置について
- 6 審議事項等
 - ・ 東広島市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等対応編】について
 - ・ 勤務上の取扱いについて
 - ・ 今後の経済対策への対応について
 - ・ 今後の組織体制について
 - ・ 会議・協議のあり方について
- 7 閉会

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

本日4月8日(水)、県保健環境センターの検査により、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。

この患者は、感染が疑われたため、本日、帰国者・接触者外来において検体採取し、上記センターにおいて検査が実施されたものです。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内21例目です。

本件については、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

【患者概要】

- (1) 年 齢：40歳代
- (2) 性 別：男性
- (3) 居住地：東広島市
- (4) 職 業：会社員
- (5) 症状・経過：
 - 4月2日(木) 発熱(37.7℃)、味覚・嗅覚障害
 - 4月5日(日) 発熱(38.5℃)、咳、咽頭痛出現
 - 4月6日(月) 症状継続のため、医療機関(県内)受診。
 - 4月7日(火) 症状継続のため、帰国者接触者外来において検体採取
 - 4月8日(水) PCR検査の結果、新型コロナウイルス陽性
感染症指定医療機関へ入院予定
- (6) 行動歴
 - 4月1日(水)まで勤務
 - 通勤は自家用車を利用
 - 海外渡航歴なし
 - 週末は大阪府に滞在(4月1日以降の滞在なし)
 - 外出時は常にマスクを着用
- (7) 同居家族：なし

【県民の皆様へ】

- 日常生活では手洗いや咳エチケットを徹底し、できるだけ人混みの多い場所や換気の悪い場所を避ける(3密(密閉, 密集, 密接)を避ける)、など、より一層注意していただくようお願いします。
- 風邪の症状が見られるときは学校や会社を休み、37.5℃以上の発熱が4日以上(高齢者、基礎疾患等がある方は2日程度)続いた場合や、強いだるさや息苦しさがある場合には、必ず最寄りの相談窓口連絡し、その指示に従っていただくようお願いします。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いします。

東広島市主催等のイベント等の取扱いについて

1 趣旨及び目的

令和2年4月8日に、東広島市で初めてとなる新型コロナウイルスの感染患者が確認されたことから、本市が主催等（※1）するイベント等（※2）の開催について、次の方針により対応する。

2 対象期間

感染経路や濃厚接触者、行動範囲等が明確になるまでの間

3 対応方針

- イベント等は、中止又は延期とする。

※1「主催等」…「主催及び共催」のことを言う。

※2「イベント等」…「講演会、シンポジウム、研修会、各種イベント」のことを言う。

新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口の設置について

1 趣旨及び目的

新型コロナウイルスの感染拡大（市内発生）に伴い、市民の不安や疑問を解消するため、県西部東保健所が実施している「帰国者・接触者相談センター」に併せて、本市単独の「新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口」を開設する。

2 電話相談窓口の概要

- (1) 設置期間 令和2年4月9日（木）から
- (2) 開設時間 平日 午前9時から午後5時まで
- (3) 設置場所 東広島市役所本庁舎4階 405会議室
- (4) 配置職員 職員4名（健康福祉部）
- (5) 相談内容 発熱等による病状や受診、ウイルス検査等の相談を除く、一般的な相談・問い合わせ
 - ① 家庭及び日頃の感染予防対策について
 - ② 感染への心配ごとや体調不安について
 - ③ 感染拡大防止に係る本市の取組状況について
(イベント及び公共施設の利用に係る取扱いなど)
 - ④ その他、一般的な事項について
- (6) 機器設備 固定電話4台：専用ダイヤル：082-426-3110
内線：1991、1992、1993、1994
 - ※ (5)の「相談内容」に掲げる一般的な質問・問い合わせについては上記の内線番号にて転送してください。
 - ※ 質問等の内容によっては、担当課に対応いただく場合がありますので、ご承知おきください。

3 留意事項

- (1) 相談内容の一部制限

「発熱等による病状や受診、ウイルス検査等」の内容については、保健所内にある「帰国者・接触者相談センター」が相談に応じ、「帰国者・接触者外来」へとつなぐ役割を担っていることから、原則、本市の電話窓口では相談に応じない。

市民にとっても二度手間になることが予想される（保健所保健課と協議済み）。
- (2) 今後の対応

当面は4台の固定電話と健康増進課の職員で対応するものであるが、相談件数や相談内容に応じては、規模の拡充または縮小など、臨機応変な対応を講じるものとする。